

行政報告

第3回町議会定例会（9月5日）より「安愚楽牧場の経営悪化に伴う本町における状況について」ほか1件を報告します。

行政報告

安愚楽牧場の経営悪化に伴う本町における状況について

黒毛和牛を全国規模で生産する畜産会社「株式会社安愚楽牧場」が、8月9日に東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請し、負債総額が4330億円を超える経営破たんとなったことは新聞等で大きく報じられているところですが、本町においては安愚楽牧場と預託契約をしている農家が11戸、上浦幌地区には直営牧場があり、8月9日現在、町内では預託農家で約2400頭、直営牧場で約1400頭、合わせて約3800頭の和牛が飼養されており、本町の和牛飼養頭数全体の半数を占めております。

このような状況の中で、今回の安愚楽牧場の民事再生法の適用申請は、農業のみならず本町経済にも大きな

影響を及ぼすと懸念しており、本町においては、8月12日に浦幌町農業協同組合をはじめ農業関係機関による「安愚楽牧場の経営悪化に伴う関係機関連絡会議」を設置し、関係機関の連絡調整と情報の収集・共有化を図るとともに、併せて同日、庁内においても「安愚楽牧場の経営悪化に伴う庁内連絡会議」を開催し、関係部署で連携を図りながら共通の認識のもと状況把握に努めており、更に管内関係町とも連携をとりながら関係機関への要請活動を行っているところであります。

預託農家の皆さんにあつては、安愚楽牧場から未払いとなつている6月分の一部から8月8日までの預託料は民事再生法の再生債権として取り扱われ、裁判所より財産保全命令が出されたために弁済を禁じられていることから、北海道農業協同組合中央会において、債権届などの弁済士への委託手続きほか預託農家等が債権者として法的手続きを円滑に対応できるよう準備が進められているところであり、今後の経営等に大きな不安を抱えながら営農されている本町の預託農家の皆さんから、直に法律の専門家に話を伺いたいとの要請があつたことから、本町の顧問弁護士を紹介し、8月19日に町内預託農家の皆さんによる顧問弁護士との法律相談会が行われております。また、民事再生法の適用を申請した8月9日以降の預託料については、当面2週間分ずつ前払いされること

となつていますが、安愚楽牧場から管内の一部預託農家に対し牛に与える餌の量を減らすよう指示されていることが新聞報道されるなど、預託農家の皆さんを取り巻く状況も刻々と変化しております。

今後、安愚楽牧場は法的手続きにより処理が進められてまいります。預託農家への今後の預託料の支払い、預託農家の経営や直営牧場の存続、牧場従業員への雇用など先行きが不透明な中、本町においても情報の収集には努めているものの実情を把握することがなかなか難しい状況ではあります。安愚楽牧場の経営悪化に伴う関係機関連絡会議をはじめ関係自治体や北海道なども連携を密にし、預託農家及び直営牧場の存続、牧場従業員の雇用確保に努めてまいります。

行政報告

町立診療所の医師確保について

現在、町立診療所の所長を務めていただいております菅原医師との契約履行期限が来年3月末日をもって終了することから、新たに常駐していただける医師の確保について、多方面に協力要請をしております。このたび、その実現を図れる見込みとなりましたので報告させていただきます。

新たに着任していただける医師は、
榊原政裕医師でございます。

多くの方がご存じであると思いますが、昭和59年4月から平成10年6月まで町立診療所の経営委託を受託され診療業務をされていた方であり、ます。

現在は長野県小布施町の特定医療法人新生病院に勤務され、副院長兼健康センター長を務めておられますが、来年4月1日から町立診療所における診療にあたっていただける運びとなり、再びお世話になることとなりました。

榊原医師におかれましては本町出身の医師であり、一昨年お亡くなりになつたお父様から「浦幌町を助けてやってほしい」との言葉もあつて、本町に戻ることを決意され、今後長い勤務をしていただける予定であり、本町の地域医療の充実にお力添えをいただけるものと確信しているところであります。なお、来町にあつては奥様と二人のお子様とご家族4人の来町となります。

また、菅原医師におかれましては本年3年目を迎え、町民の生命に関わる地域医療に日夜、献身的に携わっていただき、町として深く感謝申し上げる次第であります。また、ご自宅も町内に建設され、任期満了後も本町に住み続けていただけることとなり、更なるご指導・ご協力をいただけるものと期待するところであります。